

西三河都市計画地区計画の変更（安城市決定）

西三河都市計画安城北部地区工業団地地区計画を次のように変更する。

名 称				安城北部地区工業団地地区計画	
位 置				安城市里町長根、東山ノ田及び北歌口の各一部	
面 積				約 34.0ha	
区域 の 整備 ・ 開発 及 び 保全 の 方針	地区計画の目標			<p>本地区は、安城市北部の工業専用地域に隣接した既存工場を含む地区であり、主要地方道豊田一色線、（都）名古屋岡崎線に接道し交通利便性が高い地区であるとともに、周囲は農地や集落が形成されている。</p> <p>また、都市計画マスタープランにおいて工業導入地区と位置づけ、A地区では産業振興、雇用機会の拡大を目指して企業の立地促進を図るための工業団地の造成が進められており、B地区では既に工場が立地している。</p> <p>そこで、本計画は、隣接する工業団地と一体的、連続的な土地利用を誘導することにより、工業の利便を増進し、更に周辺環境と調和した優良な工業団地を形成、維持保全することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針			<p>本地区は大規模な工業施設を誘導するとともに、周辺環境と調和した工業地の形成、維持保全を図るため、適正かつ合理的な土地利用の誘導を行う。</p>	
	地区施設の整備方針			<p>開発に伴い建築物等の敷地に接する区画道路を整備する場合においては歩車道が分離された幅員9m以上とし、また調整池を整備する場合においては開発行為に伴う流出抑制対策に対する指導方針（平成17年12月26日付 愛知県建設部長通知 17河第200号）に基づいた容量を確保することにより、優良な工業地の形成と維持保全を図る。</p>	
	建築物等の整備方針			<p>A地区：健全で秩序ある工業施設の立地と周辺環境と調和した工業地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度の制限、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>B地区：健全で秩序ある工業施設の立地と周辺環境と調和した工業地の形成を図るため、建築物等の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度の制限を定める。</p>	
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針			<p>工場立地法（昭和34年3月20日法律第24号）を適用することにより敷地周辺部の緑化に努め、工業地と周辺環境の調和を図る。</p>	
地	建	地区の	地区の名称	A地区	B地区

区 整 備 計 画	築 物 等 に 関 す る 事 項	区分	地区の面積	約11.8ha	約22.2ha
		建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、 建築してはならない。 1 物品の製造(加工及び修理を含む。)又はその研究開発の事業の 用に供される施設(ただし、建築 基準法(昭和25年法律第201 号)別表第2(る)項第1号の (1)、(2)に掲げる事業を営む 工場を除く。) 2 前号の建築物に附属し、用途上 不可分のもの 3 用水管理施設として必要とさ れるもの	次に掲げる建築物以外の建築物は、 建築してはならない。 1 物品の製造(加工及び修理を含む。)又はその研究開発の事業の 用に供される施設(ただし、建築 基準法(昭和25年法律第201 号)別表第2(る)項第1号の (1)、(2)に掲げる事業を営む 工場を除く。) 2 前号の建築物に附属し、用途上 不可分のもの 3 用水管理施設として必要とさ れるもの 4 共同住宅又は寄宿舍(この地区 計画区域内の事業者が有する工 場に勤務する者のためのものに 限る。)	
		建築物の敷地面積 の最低限度	9,000㎡ (用水管理施設を除く。)		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれらに代わ る柱の面から敷地境界線までの距 離(以下「後退距離」という。)は、 道路境界線からの後退距離は、5. 0m以上、道路境界線以外の敷地 境界線からの後退距離は、2.5 m以上でなければならない。	_____	
垣又はさくの 構造の制限	道路境界線から5.0m未満及び 道路以外の敷地境界線から2.5 m未満の距離に存する垣又はさく は、生垣又は透視性のあるフェン ス等(基礎を有する場合にあって は、敷地地盤面からの高さが0. 5mまでの基礎に限る。)としなけ ればならない。	_____			

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

計画図

安城市

S=1:2500



知立市

- 間は市境とする
- 間は道路端とする
(道路は地区計画区域外)
- 間は道路端とする
(道路は地区計画区域外)
- 間は道路見通し線とする
- 間は道路端とする
(道路はB地区)
- 間は(〇)・(⊖)見通し線とする
- 間は地帯界とする
- 間は都市計画道路端とする
(都市計画道路は地区計画区域外)
- 間は道路端とする
(道路は地区計画区域外)
- 間は字界とする
- 間は市境とする
- 間は道路端とする
(道路は地区計画区域外)
- 間は都市計画道路端とする
(都市計画道路は地区計画区域外)

- 区域界凡例
- 字界等の行政界の場合
- その他の場合

- 凡例
- 地区計画区域
- 地区整備計画区域

